児童福祉法施行令及び地方自治法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文

目次

 \bigcirc \bigcirc 児童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)(抄) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)(抄)-

10

$\overline{}$
137
傍
線
部
分
は
改
正
部
分
$\overline{}$

に規定する児童虐待をいう。②において同じ。)に係る相談に応 「治 対談年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待(児童一に切り上げる。)を合計した数	で除して得た数(その件数して得た件数(その件数	ロ 各児童相談所につき、⑴に掲げる件数から⑵に掲げる件数を控除を合計した数	の数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上げる。)	よるものとする。ロ②において同じ。)を三万で除して得た数(そ	イ 各児童相談所の管轄区域における人口(最近の国勢調査の結果に	計した数	一 次号及び第三号に掲げる業務以外の業務 イ及びロに掲げる数を合	の数、交通事情等を考慮したものであることとする。	に掲げる数を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童)の数が、次の各号に掲げる業務を行う児童福祉司の数として当該各号	第一項の規定により置かれる児童福祉司(以下「児童福祉司」という。	第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、各年度において、同条	改正案
				げる。)	得た数(その数に一に満たない端数があるときは、	査の結果によるものとする。次:	一 当該児童相談所の管轄区域における人口	事情等を考慮したものであることとする。	を合計した数以上の数であつて、法による保護を要する児童の数、交通	童福祉司」という。)の数が、第	年度において、同条第一項の規定	第三条 法第十三条第二項の政令で定める基準は、	現
					端数があるときは、これを一に切り上	次号口において同じ。)を四万で除	おける人口(公表された最近の国勢調	とする。	法による保護を要する児童	いう。)の数が、第一号に掲げる数と第二号に掲げる数と	同条第一項の規定により置かれる児童福祉司	定める基準は、各児童相談所につき各	行

じた件数

(2) た件数 待に係る相談の全国の人口一 で定める数に当該児童相談所の管轄区域における人口を乗じて得 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐 人当たりの件数として厚生労働省令

府県が設置する児童相談所の数 法第十一条第 項第二号へに規定する里親に関する業務 当該都道

が零を下回るときは、零とする。 イに掲げる件数からロに掲げる件数を控除して得た件数)を四十で除して得た数 (その件数 (その数に

に満たない端数があるときは、 これを一に切り上げる。

イ

待の防止等に関する法律 当該年度の前々年度において当該児童相談所が児童虐待 (平成十二年法律第八十二号) 第二条に規 (児童虐

定する児童虐待をいう。 口において同じ。)に係る相談に応じた件

数

口 口を乗じて得た件数 める人口一人当たりの件数に当該児童相談所の管轄区域における人 に係る相談の全国の人口一人当たりの件数として厚生労働省令で定 当該年度の前々年度において全国の児童相談所が応じた児童虐待

(新設)

三

法第十一条第一

項第一号の規定による市町村相互間の連絡調整等、

項の規定による担当区域内の児童に関する状況の通知及び意見の申出

その他児童相談所の管轄区域内における関係機関との連絡調整

都市」という。

及び法第五十九条の四第

一項の児童相談所設置市

律第六十七号)

第

一百五十二条の十九第

一項の指定都市

以下

指定

府県の区域内の市町村

(特別区を含み、

地方自治法

(昭和二十二年法

都道

同項第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、

法第十四条第二

- 2 -

以下 得た数(その数に一に満たない端数があるときは、これを一に切り上 「児童相談所設置市」という。 を除く。 の数を三十で除して

げる。)

2 (略)

第二十七条の十二 法第二十四条の十九の二の規定による技術的読替えは

次の表のとおりとする。

法の規定中読み替える規	読み替えられる字句	読み替える字句
定		
(略)	(略)	(略)
第二十一条の五の二十六	障害児通所支援事業所	障害児入所施設
第二項第四号	指定障害児通所支援事	指定障害児入所
	業者	施設の設置者
(略)	(略)	(略)

第四十四条の七 とし、報酬については、 方自治法第二百七条の規定に基づく条例による実費弁償の例によるもの 条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、 る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百三 都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用す 条例の定めるところによる。 地

第四十五条 指定都市において、 法第五十九条の四第一項の規定により、

2

(略)

第二十七条の十二 法第二十四条の十九の二の規定による技術的読替えは

次の表のとおりとする。

(略)	(略)	(略)
施設の設置者	業者	
指定障害児入所	指定障害児通所支援事	第二項第三号
障害児入所施設	障害児通所支援事業所	第二十一条の五の二十六
(略)	(略)	(略)
		定
読み替える字句	読み替えられる字句	法の規定中読み替える規

第四十四条の七 ところによる。 例による実費弁償の例によるものとし、報酬については、 方自治法 条第二項の規定により支給すべき旅費、日当及び宿泊料については、地 る障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第百三 (昭和二十二年法律第六十七号)第二百七条の規定に基づく条 都道府県が法第五十六条の五の五第二項において準用す 条例の定める

第四十五条 地方自治法第二百五十二条の十九第 一項の指定都市 (以 下

二十六第一項から第七項までに定めるところによる。指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条の

② (略

第四十五条の三 助言、 項第 法第二十四条の十四の二において準用する場合を含む。 その他市町村に対する必要な援助、 の規定による保育士の登録等、 条の十八から第十八条の二十までの規定及び第十六条から第二十条まで から第十八条の十七までの規定並びに第七条、 八条の十一第二項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三 による保育士試験委員の設置、 に第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養成施設の 会の指定等、 項まで、 三号の規定による広域的な対応が必要な業務、 定により、 規定により、 十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等、 法第十八条の八第二項の規定による保育士試験、 一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、 法第十三条第三項第一号の規定並びに第三条の二第二 第十項及び第十一項の規定による同号に規定する施設及び講習 都道府県が処理することとされている事務 法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並 児童相談所設置市が処理する事務は、 児童相談所設置市において、 法第十八条の九、第十八条の十(法第十 法第二十一条の五の十の規定による協力 法第二十一条の五の二十一第一項 法第五十九条の四第 第九条、 同条第二項の規定による 法及びこの政令の規 同条第三項の規定 (法第十一条第一)の規定による 第十一条から第 一項から第七 法第十八 同項第 一項 指定 \hat{O}

の二十六第一項から第七項までに定めるところによる。、指定都市が処理する事務については、地方自治法施行令第百七十四条指定都市」という。)において、法第五十九条の四第一項の規定により

② (略:

第四十五条の三 録等、 設置、 の規定並びに第七条、 要な援助、 二十までの規定及び第十六条から第二十条までの規定による保育士 の規定による指定試験機関の指定等、 て準用する場合を含む。)及び第十八条の十三から第十八条の十七まで 項の規定による保育士試験、 項までの規定による指定保育士養成施設の指定等、 の六第一号及び第十八条の七第一項の規定並びに第五条第二 第一号の規定並びに第三条の二第二項から第七項まで、 な対応が必要な業務、 規定による市町村相互間の連絡調整等、 理することとされている事務 設置市が処理する事務は、 童相談所設置市」という。 項の規定による同号に規定する施設及び講習会の指定等、 法第十八条の九、 法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必 法第二十一条の五の二十一 法第五十九条の四第 第九条、第十一条から第十三条まで及び第十五 同条第二項の規定による助言、 第十八条の十)において、 法及びこの政令の規定により、 同条第三項の規定による保育士試験委員 (法第十一条第 第一 法第十八条の十八から第十八条の 項の児童相談所設置 (法第十八条の十一 同項第三号の規定による広域 同項の規定により、 項 一項第一号及び第二号イ (法第二十四条の十四 法第十八条の 法第十三条第三項 第十項及び第十 第二 都道府県が 市 一項から 法第十八条 児童相 一項にお (以 下 八第二 一の登 第七 談 児 0 処

質問等、 四第 福祉 び第四十四条の十から第四十四条の十三までの規定による指定事務受託 法第五十七条の三の四第一 通所給付費等の支給に係る法第五十七条の三の三の規定による質問等 七第三項の規定による支援、 六条の五の五第一 条の四の三第一項の規定による市町村整備計画の提出の経由、 四項の規定により送付された市町村整備計画の 規定による法第五十一条第五号の費用の負担、 の規定による質問等及び第三十八条の規定による検査、 設置市が行う病児保育事業に係る法第三十四条の十八の二の規定による 預 条の六の規定による制限又は停止の命令、 童養育事業に係る法第三十四条の五の規定による質問等及び法第三十四 所支援事業等」という。 による意見等、 規定する市町村障害児福祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定 七項の規定による市町村長に対する通知、 業務管理体制の整備等に係る質問等、 関係者相互 かり事業に係る法第三十四条の十四の規定による質問等、 計画に係る同条並びに法第三十三条の二十三及び第三十三条の二十 項に規定する障害児通所支援事業等 項の規定による作成等、 児童相談所設置市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条 間 の連絡調整又は援助、 法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障 項に規定する審査請求に対する裁決、 項及び第四項の規定並びに第四十四条の八及 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児 法第五十七条の二第 児童相談所設置市が行う法第三十四条の 法第二章第五節第三款の規定による 法第三十三条の十八第五項及び第 児童相談所設置市が行う一時 法第三十三条の二十第一 (第九項において「障害児通 法第五十六条の四の二第 写しの受理、 一項に規定する障害児 法第五十六条の 法第五十五条の 法第五十六 児童相談所 法第五十 害児 項に

成等、 十四 る法第五十七条の三の三の規定による質問等、 援、 定する審査請求に対する裁決、 による市町村整備計画の提出の経由、 れ 第五号の費用の負担、 第三十八条の規定による検査、 市が設置する児童福祉施設に係る法第四十六条の規定による質問等及び 業に係る法第三十四条の十八の二の規定による質問等、 十四条の十四の規定による質問等、 又は停止の命令、 児通所支援事業等 に法第三十三条の二十三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作 三条の二十二第 祉計画に係る同条第十一項及び第十二項の規定による意見等、 長に対する通知、 係る質問等、 又は援助、 において準用する場合を含む。 項及び第四項の規定並びに第四十四条の八及び第四十四条の十か た市町村整備計画の写しの受理、法第五十六条の四の三第一 法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に係 |条の五 児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業に係る法第 児童相談所設置市が行う法第三十四条の三第 法第二章第五節第三款の規定による業務管理体制 の規定による質問等及び法第三十四条の六の規定による 法第三十三条の十八第五項及び第七項の規定による市 児童相談所設置市が行う一時預かり事業に係る法 項に規定する都道府県障害児福祉計画に係る同 法第三十三条の二十第一項に規定する市町村障 (第九項において 法第五十六条の四の二第四項の規定により)の規定による関係者相互間 法第五十五条の規定による法第五十一条 法第五十六条の七第三 児童相談所設置市が行う病児保育事 「障害児通所支援事業等」という。 法第五十六条の五の 法第五十七条の三 |項の規定による支 項に規定する障 児童相談所 五第一 0 0 法第三十 整備 項 連 項に規 害児 Ó 送 条 :ら第 付さ 設置 第三 兀 規 制 並 町 調 村

所設置市に関する規定として児童相談所設置市に適用があるものとするする規定(前段括弧内に掲げる事務に係る規定を除く。)は、児童相談において特別の定めがあるものを除き、法及びこの政令中都道府県に関においては、第四項から第七項まで法人の指定等並びに法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関す

②~⑦ (略)

8 七項中 第 に行う」とあるのは あるのは に同項第二号ロ」とあるのは 中 応が必要な業務並びに家庭」とあるのは 同項第三号に掲げる業務」と、 務」とあるのは 域的な対応」とあるのは 児童」とあるのは れるよう、 0 第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。)中 第一 とあるのは 行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行わ 「前条第一項第一号に掲げる業務 項の 項及び第三 「行い、 児童相談所設置市 「行う」と、 市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに 「児童相談所長」 担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」と 「第十一条第一項第二号ロからへまでに掲げる業務及び 一項の場合においては、 「児童」 「ごとに行う。 法第十八条第二項中「児童相談所長又は市町村長 「技術」 と、 (以下第五十六条の八第三項までにおいて「 「前条第一項第二号ロ」と、 と 法第十一条第一 「技術並びに各市町村の区域を超えた広 と、 この場合において、 法第二十一条の五の十五第一 (市町村職員の研修を除く。) 並び 「第十一条第一項各号に掲げる業 法第三条の三第一 「家庭」と、 項第三号中「広域的な対 法第十二条第二項 第五十九条の四 一項中 法第十三条第 市 項 「ごと 町村 (法

四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人の指定等並びに法第

②~⑦ (略)

8 七項中 第 中 児童」とあるのは に行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、 第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。) あるのは に同項第二号ロ」とあるのは 応が必要な業務並びに家庭」とあるのは 同項第三号に掲げる業務」と、 務」とあるのは 域的な対応」とあるのは れるよう、 \mathcal{O} 第一 とあるのは 行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に 「前条第一項第一号に掲げる業務 項の児童相談所設置市 項及び第一 「行い、 「行う」と、 市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに 「児童相談所長」 担当区域内の市町村長に協力を求めることができる」と 「第十一条第一項第二号ロからへまでに掲げる業務 一項の場合においては、 「児童」 法第十八条第二項中 「技術」と、 と (以下第五十六条の八第三項までにおいて「 「前条第一 と 法第十一条第一項第三号中 「技術並びに各市町村の区域を超えた広 法第二十一条の五の十五 (市町村職員の研修を除く。 「第十一条第 項第二号口」 法第三条の三 「家庭」と、 「児童相談所長又は市町 と 第 法第十二条第二項 項各号に掲げる業 第五十九条の 項 法第十三条第 「広域的 第 单 中 項 市 並び 村長 な対 及び 行 町 法

しくは古 0) 十九の二において準用する場合を含む。 都道府県知事」と、 用する場合を含む。 あるのは 中 四条の十九の二において準用する場合を含む。 童相談所設置市の長」と、 市の長又は児童相談所設置市の長」 五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、 ならない。 きは、 出があつたとき、 て同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは ものは」とあるのは 0) 定障害児通所支援に係るものであるときは、 児童相談所設置市」 第三項及び第四項 月前までに、 長 ・核市の長」 同意を得なければならない」と、 又は児童相談所設置市」 条の五 とあるのは 厚生労働省令で定めるところにより、 中 「関係児童相談所設置市の長」と、 この場合において、 市 の二十六第一 とあるの その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け出なけ の長」 又は同法」と、 (これらの規定を法第二十四条の十九の二において準 「都道府県知事」 法第二十一条の五の二十八第五項 とあるのは という。 「ものから」と、 中 は 一項第二号中 法第二十一条の五の二十七第二 指定都市若しくは中核市の長」とあるの 都道府県知事」と、 と 当該」とあるのは の市長は、 乛 「を廃止し、 「指定都市の長」とあるのは と、 と 法第二十一条の五の十七第五項中 指定都市若しくは中核市の長又は児 「という。 「又は同法」とあるのは 同条第三項中 当該指定が次項に規定する特 「関係都道府県知事」とあるの 中 法第二十一条の五の二十七 その廃止又は休止の日 あらかじめ、 「指定都市若しくは中核市)」とあるのは 又は休止しようとすると 中 「関係都道府県知事」 「について同法第百 「指定都市若しくは 「又は指定都市若 (法第二十四 項 都道府県知 (法第二十 休止 「につ 「指定都 「という 法第二 |条の は ħ 0 0 لح 届 +ば

るのは + きは、 係児童相談所設置市の長」 とあるのは 十四条の十九の二において準用する場合を含む。 条の十九の二において準用する場合を含む。 第二十一条の五の二十七第三項及び第四項 る場合を含む。 二十一条の五の二十七第二項 長」とあるのは 市の長又は児童相談所設置市の長」と、 五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、 ならない。 月前までに、 出があつたとき、 て同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは ものは」とあるのは「ものから」と、 の同意を得なければならない」と、 定障害児通所支援に係るものであるときは、 児童相談所設置市」 「関係都道府県知事」 条の五の二十六第二項第二号中 又は児童相談所設置市」と、 厚生労働省令で定めるところにより、 都道府県知事」 この場合において、 「都道府県知事」 その旨を当該指定を行つた都道府県知事に届け 乛 中「指定都市の長」とあるのは 又は同法」と、 という。 指定都市の長又は児童相談所設置市の とあるのは と と と 法第二十一条の五の二十八第五 (法第二十四条の十九の二において準 法第一 当該」とあるのは の市長は、 「を廃止し、 「関係児童相談所設置市の 「指定都市の長」とあるの 「関係都道府県知事」 法第二十一条の五の十七第五 「という。 二十四条の四第 「又は同法」とあるのは 同条第三項中 当該指定が次項に規定する特 (これらの規定を法第二十 その廃止又は休止の あらかじめ、 中)」とあるの 又は休止しようとすると 「都道府県知事」 「指定都市の長」 「について同法第百 中 項第二号中 「又は指定都 とあるの 指定都市の 都道府 長 長 項 は は 出 と なけ 「につ 休 (法 とい と 法第二 指 日 項 県 止 「以外 とあ 法第 定都 長 甪 中 市 れ 0 0 知 「関 法

るのは るのは 七条第 童福祉施設」 村」とあるのは 0 六十一条第二項第一 市町村」 法第三十五条第三項中「市町村」 とあるのは 設置市」と、 十四四 0) 県知事の 設置市の 含む。 二十四条の九第 市 「及び都道府県」 「以外の 条第一 項から第三項まで並びに第四十六条第 は 市 |条の 町村」 町村」とあるのは 市 市長は、 項 四中 中 と 以内に」 以内) 項第二号中 同意を得なければならない」と、 都道府県の区域内」 町村子ども・子育て支援事業計画」と、 と 「行う」 「行う者 と、 とあるの 同条第八項中 法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中「行う者」 「及び都道府県」とあるのは に」と、 法第三十条第一項中 「児童相談所設置市以外の市町村」と、 とあるのは と 当該指定をしようとするときは、 項 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」 号」と、 とあるのは 「市町村」 (都道府県を除く。 (法第二十四条の十第四項において準用する場合を 法第三十四条の三第二項から第四項まで及び は 「児童相談所設置市以外の市町村」と、 同条第二項中 「児童福祉施設 「第六十二条第二項第 とあるのは 「第六十二条第一項」とあるのは とあるのは 「行う。 とあるのは「児童相談所設置市以外の 都道府県及び児童相談所設置市」と 「以内) 「以内に、) 」 と、 この場合において、 「の区域以外の区域」 (都道府県が設置するものを除 項、 法第二十六条第一 乛 「当該児童相談所設置市以外 に、 第三項及び第四項中 都道府県及び児童相談所 同条第十一 法第三十四条の十八中 市町村長を経て」とあ 市町村長を経て」とあ 号」とあるの あらかじめ、 法第四十五 項中 項第二号中 児童相談所 と 法第二十 「第六十 とある 都道府 は 市 条第 第三 法第 「第 児児 町

は

「関係児童相

談所設置市の長」

と

法第二十四条の四第一

項第二号中

の四中 施設」 のは 村」と、 村 ら第三項まで並びに第四十六条第一項、 あるのは 市町村子ども・子育て支援事業計画」と、 条第二項第一号」 十五条第三項中 都道府県」とあるのは の同意を得なければならない」と、法第二十六条第 の市長は、 条の九第一項 \mathcal{O} 「以内) 「以内に」と、 項」と、 と、 項第二号中 中 Ł, ٢ 都道府県の区域内」とあるのは とあるのは 「行う者 「行う」とあるのは とあるのは 法第五十一条第三号中 同条第八項中「第六十二条第二項第一号」とあるのは「第六十 法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中 「及び都道府県」 に 法第三十条第一 「児童相談所設置市以外の市町 当該指定をしようとするときは、 と、 都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」 「市町村」とあるのは (都道府県を除く。 (法第二十四条の十第四項において準用する場合を含む) 法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第三十 「市町村」 「児童相談所設置市以外の市町村」 と 同条第二項中 「児童福祉施設 乛 「第六十二条第一 項中 とあるのは 「行う。 とあるのは 都道府県及び児童相談所設置市」 「以内) 「費用 「以内に、) _ と、 この場合において、 「の区域以外の区域」 (都道府県が設置するものを除く。 「当該児童相談所設置市以外 乛 (都道府県の設置する助産施設又は に、 「児童相談所設置市以外の 第三項及び第四項中 村 項」とあるのは 都道府県及び児童相談所設 法第三十四条の十八中 同条第十一項中 市町村長を経て」 市町村長を経て」 と あらかじめ、 法第四十五条第 と 項第一 児童相談所設 「行う者」 と 法第二十 「第六十一 とあるの 都道府県 「市町 一号中 と とあるの とあるの 法第二十 児童 村 とある 0 七 市 法 「及び 条第 福 項 は 兀 市 町 置 市 は は

⑨ (略)	童福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」とする。	第一号及び第二号」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児	るのは「にかかわらず」と、第三条第一項中「次の各号」とあるのは「	、法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあ	設又は母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と	く。)」と、法第五十一条第三号中「費用(都道府県の設置する助産施
⑨ (略)			福祉施設(都道府県が設置するものを除く。)」とする。	「にかかわらず」と、第三十八条中「児童福祉施設」とあるのは「児童	五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」とあるのは	母子生活支援施設に係るものを除く。)」とあるのは「費用」と、法第

_
傍線
部八
分は
改正
部
分

第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定による保育士試験委 第二項の規定による保育士試験、同条第三項の規定に	四十九の二第一項第七号において同じ。)の指定等、同法第十八条の八 四十九の二第一項第六号において同じ。)の指定等、	養成施設(同号に規定する指定保育士養成施設をいう。第百七十四条の 養成施設(同号に規定する指定保育士養成施設をいう。	第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士 第一項並びに同令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士	設等」という。)の指定等、同法第十八条の六第一号及び第十八条の七 設等」という。)の指定等、同法第十八条の六第一号	百七十四条の四十九の二第一項第六号において「指定児童福祉司養成施 百七十四条の四十九の二第一項第五号において「指定児童福祉司養成施	七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会(第 七項まで、第十項及び第十一項の規定による同号の施設及び講習会	る助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項から第一る助言、同法第十三条第三項第一号並びに同令第三条の二第二項か	第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条第二項の規定によ 第三号の規定による広域的な対応が必要な業務、同条	一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、同項 一項第一号及び第二号イの規定による市町村相互間の連絡調整等、	り、都道府県が処理することとされている事務(児童福祉法第十一条第一の、都道府県が処理することとされている事務(児童福祉法第十一条第	る児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の規定によりる児童の保護等に関する法律(平成二十八年法律第百十号)の規定により	律第八十二号)並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係 律第八十二号)並びに民間あっせん機関による養子縁	年法律第百六十八号)、児童虐待の防止等に関する法律(平成十二年法 年法律第百六十八号)、児童虐待の防止等に関する法律	童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)、少年法(昭和二十三 童福祉法施行令(昭和二十三年政令第七十四号)、少年法	より、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児とり、指定都市が処理する児童福祉に関する事務は、児童福祉法及び児	第百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定に 第百七十四条の二十六 地方自治法第二百五十二条の十	(児童福祉に関する事務)	改 正 案 現
同条第三項の規定による保育士試験委)の指定等、同法第十八条の八	養成施設をいう。 第百七十四条の	七項までの規定による指定保育士	同法第十八条の六第一号及び第十八条の七	において「指定児童福祉司養成施	による同号の施設及び講習会(第	ひに同令第三条の二第二項から第	要な業務、同条第二項の規定によ	巾町村相互間の連絡調整等、同項	いる事務(児童福祉法第十一条第	十八年法律第百十号)の規定によ	っせん機関による養子縁組のあっせんに係	止等に関する法律(平成十二年法	七十四号)、少年法(昭和二十三	関する事務は、児童福祉法及び児	地方自治法第二百五十二条の十九第一項の規定に		行

同じ。 同法第三十四条の三第一 三及び第三十三条の二十四第一項の規定による作成等、 祉計画」という。 第百七十四条の四十九の二 十九の二第 三条の二十第一項に規定する市町村障害児福祉計画 款の規定による業務管理体制の整備等に係る質問等、 都道府県知事による連絡調整又は援助 法第二十 他市町村に対する必要な援助、 規定する保育士をいう。 指定試験機関をいう。 十五条の規定による指定試験機関 十七まで並びに同令第七条、 項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三から第十八条の 員の設置、 に係る同法第三十三条の二十第十一項及び第十二項の規定による意見等 十八第五項及び第七項の規定による市町村長に対する通知、 第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。 令第十六条から第二十条までの規定による保育士 同法第三十三条の二十二第一項に規定する都道府県障害児福祉計画 て同じ。 ・四条の十四の二において準用する場合を含む。 0) 指定等、 同法第十八条の九、 一項第十九号において の登録等、 に係る同法第三十三条の二十二、 同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同 第百七十四条の四十九の二第 項に規定する障害児通所支援事業等 同法第二十一条の五の十の規定による協力その 第百七十四条の四十九の二第 一第一項第十九号において 第九条、 第十八条の十 同法第二十一条の五の二十一第一項 「市町村障害児福祉計画」という。 (同法第十八条の九第一 第十一条から第十三条まで及び第 同法第二章第二 (同法第十八条の十一第二 (同法第十八条の四 「都道府県障害児福 一項第十号において 第三十三条の二十 (第百七十四条の四) 及び第五節第三 同法第三十三条の 一節第三款 項第十一)の規定による 指定都市が行う 項に規定する 同法第三十 (第八項及 号にお (同 (同 法

いて 定等、 規定する障害児通所支援事業等 法第三十三条の二十二、 第十一項及び第十二項の規定による意見等、 市町村障害児福祉計画 による市町村長に対する通知、 の整備等に係る質問等、 て準用する場合を含む。)及び第五節第三款の規定による業務管理 又は援助、 11 第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に対する必要な援 士をいう。 ら第二十条までの規定による保育士 指定試験機関をいう。 十五条の規定による指定試験機関 十七まで並びに同令第七条、 項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三から第十八条 員の設置、 項に規定する都道府県障害児福祉計画 項の規定による作成等、 項第十九号において「都道府県障害児福祉計画」 て準用する場合を含む。 同法第二十一条の五の二十一第一項 「市町村障害児福祉計画」という。 同法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び同令第十六条 第百七十四条の四十九の二において同じ。 同法第十八条の九、 同法第二章第二節第三款 第百七十四条の四十九の二において同じ。 (第百七十四条の四十九の二第一項第十九号に 第三十三条の二十三及び第三十三条の二十 同法第三十三条の十八第五項及び第七)の規定による都道府県知事による連絡 指定都市が行う同法第三十四条の三第一 第九条、 第十八条の十 同法第三十三条の二十第一 (第八項において (同法第十八条の九第一 (同法第十八条の四に規定する保育 (同法第二十四条の十九の二に 第十一条から第十三条まで及び第 (同法第二十四条の十四の二に (第百七十四条の四十九の二第 に係る同法第三十三条の二十 同法第三十三条の二十二第 (同法第十八条の十一第二 「障害児通所支援 という。 0) 登録等、 項に規定する 項に規定する に係る同 項 0 0) 項に 規定 事 兀 体 同 お 調

助事業 村整備 備計 負担 第二十 法第五十七条の三の三の規定による質問等! 法第五十七条の二第 に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八条の規定に の十八の二の規定による質問等、 第二十二号において「病児保育事業」という。 条の十四の 規定する 第 する小規模住居型児童養育事業(第八項及び第百七十四条の四十九 事業等」という。 び第百七十四条の四 査請求に対する裁決、 よる検査 に規定する児童福祉施設 に規定する病児保育事業 定による制限又は停止の命令、 る同法第三十四条の五の規定による質問等及び同法第三十四条の六の規 「児童自立生活援助事業」という。 項 画 (第二十号において「小規模住居型児童養育事業」 同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市町 0 計 一号において「一時預かり事業」という。)に係る同法第三十四 (第八項及び第百七十四条の四十九の二第 画の 写しの受理、 一時 同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の 規定による質問等、 提出の経 預かり事業 十九の二第一項第二十号において 項に規定する障害児通所給付費等の支給に係る同 同法第五十六条の七第三項の規定による支援 同法第五十六条の四の三第一項の規定による市 同法第六条の三第一項に規定する児童自立生活援 由 (第八項及び第百七十四条の四十九の) (第八項において「児童福祉施設」という。 (第八項及び第百七十四条の四十九の二 同法第五十六条の五の五第一 指定都市が行う同法第六条の三第七項 指定都市が行う同法第六条の三第十三項 指定都市が設置する同法第七条第)又は同法第六条の三第八項に規定 同)に係る同法第三十四条 |法第五十七条の三の四第 一項第二十号において 「障害児通所支援 という。 項に規定する審 費用 第 第 村整 に係 の 二 一項 一項 一項 同 E 町 0

第一 援、 費用の負担、 型児童養育事業」という。 兀 条の三の ら第四十四条の十三までの規定による指定事務受託法人 0 係る同法第五十七条の三の三の規定による質問等、 する審査請求に対する裁決、 る市町村整備計画の提出の経由、 町村整備計画の写しの受理、 規定による検査、 う。 十四条の十八の二の規定による質問等、 保育事業 による質問等、 いて「一時預かり事業」という。) 市 問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の 項に規定する小規模住居型児童養育事業 業 等」という。 四第 が行う同法第六条の三第七項に規定する一時 十九の (第八項において「児童自立生活援助事業」という。 同法第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等の支給に)に係る同法第四十六条の規定による質問等及び同令第三十八 項に規定する児童福祉施設)四第一 項及び第四項並びに同令第四十四条の八及び第四 二第 (第八項において「病児保育事業」という。 同法第五十六条の四の二第四項の規定により送付され 項第三十四号において同じ。 項に規定する指定事務受託法人をいう。 指定都市が行う同法第六条の三第十三項に規定する 同法第五十五条の規定による同法第五十一条第五 同法第六条の三第一項に規定する児童自)に係る同法第三十四条の五の規定による質 同法第五十六条の四 同法第五十六条の七第三 (第八項において 同法第五十六条の五の五第一 に係る同法第三十四条の十四 指定都市が設置する同法第七条 (第八項におい 預かり事 の指定等並びに同 の三第 「児童福祉 同法第五十七条の三 一項の規定による支) に係る同 第百七十 業 . T (同法第五 又は同 十四 命令、 項の規定によ $\frac{1}{\sqrt{2}}$ (第八項 「小規模 施設」 生活 条の 項に規定 条第八 法 应 法 0 指 援 十七 た市 条の 住居 第 + と 規 に 定 助 条 五.

の -のとする。 定を除く。 関する法律中都道府県に関する規定 びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に 除き、児童福祉法及び同令、 0) 0) 十四条の十三までの規定による指定事務受託法人 合においては、 四第 項及び第四項並びに同令第四十四条の八及び第四十四条の十から第四 四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。 第 項第三十四号において同じ。 項に規定する指定事務受託法人をいう。 は、 第三項から第七項までにおいて特別の定めがあるものを 指定都市に関する規定として指定都市に適用があるも 少年法、 (前段括弧内に掲げる事務に係る規 児童虐待の防止等に関する法律並)の指定等並びに同法第五十九条 第百七十四条の四十九 (同法第五十七条の三) とする。 この場

2~6 (略)

項中 条第七項中 びに同項第二号ロ」とあるのは 応が必要な業務並びに家庭」 項第三号に掲げる業務」と、 」とあるのは 的な対応」とあるのは 童」とあるのは るよう、 行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行わ 第一項の場合においては、 - 前条第一項第一号に掲げる業務 町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 「行い、 「第十一条第一項第二号ロからへまでに掲げる業務及び同 「児童」と、 担当区域内の市町村長に協力を求めることができる 「技術」と、 児童福祉法第三条の三第二項中「市町 同法第十一条第一項第三号中「広域的な対 とあるのは 「技術並びに各市町村の区域を超えた広域 「前条第一項第二号ロ」と、 「第十一条第一項各号に掲げる業務 (市町村職員の研修を除く。 「家庭」と、 同法第十二条第二 同法第十三 村の 並 児 れ

> 係る規定を除く。 あるものとする。 護等に関する法律中都道府県に関する規定 法律並びに民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保 ものを除き、 この場合においては、 十九条の四第三項の規定による勧告等に関する事務を除く。 児童福祉法及び同令、 は、 第三項から第七項までにおいて特別の定め 指定都市に関する規定として指定都市に適用 少年法、 (前段括弧内に掲げる事 児童虐待の防止等に) とする。 いがある 関 務に する

2~6 (略)

7 項中 条第七項中 びに同項第二号ロ」とあるのは 応が必要な業務並びに家庭」 項第三号に掲げる業務」と、 的な対応」とあるのは 童」とあるのは るよう、 行うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行わ とあるのは 第 一項の場合においては、児童福祉法第三条の三第二項中 「前条第一項第一号に掲げる業務 市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 「行い、 「第十一条第一項第二号ロからへまでに掲げる業務及び同 「児童」と、 担当区域内の市町村長に協力を求めることができる 「技術」と、 同法第十一条第一項第三号中「広域的な対 とあるのは 「技術並びに各市町村の区域を超えた広域 「前条第一 「第十一条第一 (市町村職員の研修を除く。 「家庭」 項第二号口」 と、 項各号に掲げる業務 同法第十二条第二 同法第十三 市 町 村 並 児

都市 府県知事」とあるの 都市若しくは中核市の長」とあるのは の二において準用する場合を含む。 の五の二十七第三項及び第四項(これらの規定を同法第二十四条の十九 都道府県知事」 指定都市若しくは中核市の長」とあるのは による事業の廃止若しくは休止の」 該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。この場合にお めるところにより、 0) 0) 町 1 項 項 から」 (同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。 て、 項 とあるのは であるときは、 対長」とあるのは の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、 の市長は、 「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、 (同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。 同 当該」とあるのは「について同法第百十五条の十五第二項の規定 と 同法第二十一条の五の十七第五項中 法第二十一 「を廃止し、 「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の五第 「都道府県知事」と、 とあるのは 当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るも あらかじめ、 その廃止又は休止の日の一月前までに、 は 条の五の十六第四項において準用する場合を含む 「児童相談所長」と、 又は休止しようとするときは、 「関係指定都市の市長」と、 「関係指定都市の市長」 都道府県知事の同意を得なければならな と 同法第二十一条の五の二十八第五項 中 「都道府県知事」 同法第二十一条の五の二十七第 「指定都市若しくは中核市の長 同法第二十一条の五の十五第 「都道府県知事」と、 「ものは」とあるのは と 同法第二十四条の四 厚生労働省令で定 と 同法第二十一条 その旨を当 中 関係都道 又は同 「指定 「関係 中一 指定

とあるのは

「行う」と、

同法第十八条第二項中

「児童相談所長又は市

二項 法」と、 いと、 いて、 二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、 町 F, 県知事」と、 おいて準用する場合を含む。 5 用する場合を含む。 三項及び第四項 とあるのは 指定都市の長」とあるのは「都道府県知事」と、 による事業の廃止若しくは休止の」 該指定を行つた都道府県知事に届け出なければならない。 めるところにより、 のから」と、「又は同法」とあるのは「について同法第七十八条の のであるときは、 都市の市長は、 中 とあるのは 項 村長」とあるのは 同法第二十一条の五の二十八第五項 同法第二十四条の四第 「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、 (同法第二十四条の十九の二において準用する場合を含む。 (同法第二十一条の五の十六第四項において準用する場合を含む 当該」とあるのは「について同法第百十五条の十五第二項の 同法第二十一条の五の十七第五項中 「を廃止し、 「関係指定都市の 「行う」と、 当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るも 「関係都道府県知事」 (これらの規定を同法第二十四条の十九の二におい あらかじめ、 その廃止又は休止の日の一月前までに、 「児童相談所長」と、 中「指定都市の長」とあるのは 又は休止しようとするときは、 同法第十八条第二項中 一項第一 市長」 中 都道府県知事の同意を得なければならな 二号中 「指定都市の長」とあるのは と、 と とあるのは 同法第二十一条の 同法第二十一条の五の二十七第 (同法第二十四条の十九 「以外の都道府県の区域内」 同法第二十一条の五の十五第 「ものは」とあるのは 「関係指定都 「関係都道府県知事」 「児童相談所長又は 厚生労働省令で定 「都道府県知 この場合に Ŧī. その旨を当 市 の二十七 0 元の二に 又は 都 市 中 規 指定 道 五. لح 同

るのは るのは るのは おいて、 第一 に第四十六条第 指定都市以外の市町 及び都道府県」 三十四条の四中 市町村」 め 区域」と、 も・子育て支援事業計画」と、 第八項中 五条第三項中 第二十七条第 1 「児童福祉施設 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」とあるのは と 条第三号中 項第二号中 て準用する場合を含む。 項第二号中 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 同法第三十四条の五第一項及び第三十四条の六中 「以内に」 行う者 以内) 指定都市の市長は、 と 「第六十二条第二項第一号」とあるのは 同法第二十四条の九第一項 「第六十一 同法第三十条第一項中 「費用 市町 一項第二号中 市町 に とあるのは (都道府県を除く。 「及び都道府県」 と 「以外の都道府県の区域内」とあるのは (都道府県が設置するものを除く。 項、 と 村 村 村」とあるのは 一条第一 (都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施 同法第三十四条の三第二項から第四項まで及び第 第三項及び第四項中 と とあるのは 同条第二項中 「市町村」 \neg 項」 中 同法第四十五条第 当該指定をしようとするときは、 同条第十一項中 都道府県及び指定都市」 「行う」 とあるのは とあるのは) _ と、 「指定都市以外の市町村」と、 「指定都市以外の市町村」 「以内) とあるのは 「以内に、 (同法第二十四条の十第四項にお とあるのは 「児童福祉施設」 に、 同法第三十四条の十八中 「第六十一条第一 乛 「市町村」とあるの 項から第三 市町村長を経て」とあ 市町村長を経て」とあ 都道府県及び指定都市 「第六十一条第二項第 _ 「当該指定都市以外 「行う。 同法第二十六条第 と と 「行う者」とあ 「の区域以外の 「市町村子ど とあるの 同法第五 一項まで並 同法第三十 この場合に と 項」 あらかじ 同条 同法 は と +は

のは 施設又は母子生活支援施設に係るものを除く。 童福祉施設」 とあるのは 第六十一条第一 は 以外の市町村」 定都市」と、 法第三十四条の十八中「及び都道府県」とあるのは 条の六中 項から第四項まで及び第三十四条の四中 は 以 とするときは、 二十四条の十第四項において準用する場合を含む。 あるのは 「市町村」とあるのは「指定都市以外の市町村」 と 項から第三項まで並びに第四十六条第 市町村長を経て」 市町村長を経て」とあるのは 外の市町村」 都道府県及び指定都市」 「第六十一条第二項第一号」と、 「当該指定都市以外の市町村」と、 「行う。 同法第二十六条第一項第二号中 ٢ 「行う者」とあるのは 「の区域以外の区域」 「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、 この場合において、 とあるのは 同法第三十五条第三項中 同法第五十一条第三号中 と 項 と あらかじめ、 と、 とあるのは 同条第八項中 同法第二十七条第一 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計 「児童福祉施設 と 都道府県知事の同意を得なければなら と 同法第三十四条の五第 「行う者 「以内に」と、 「以内) に」と、 指定都市の市長は、 「第六十二条第二項第 同法第二十四条の九第 「第六十二条第一項」とあるの 同法第三十条第 「費用 「市町村」とあるの 「市町村」とあるの 項第二号中 「及び都道府県」とあるの (都道府県が設置するもの (都道府県を除く。 項 (都道府県の設置する) 」とあるの 第三項及び第四 同法第三十四条の三第二 と、 同条第一 「市町 同法第四十五 当該指定をしよう 中 一項中 同条第十一 都道府県及び 項及び第三十 「行う」 号」 項 村 は は は 項 中 「以内) 指定 とあ 指定 とある 項 (同 「費用」 「以内に と とある 中 を除 条第 法第 助 項 は 都 は 都 画 る 児 同 市 兀 0

域内の 施設 する法律第十三条の二中 は 所設置市」という。 広域的な対応が必要な業務、 ず」と、 第三項中 設に係るものを除く。)」とあるのは に満たない端数があるときは、 号の規定による市町村相互間の連絡調整等、 第二百五十二条の十九第 及び法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市 (都道府県が設置するものを除く。 市 と 町村 児童福祉法施行令第三条第一項第三号中 「にかかわらず、 同令第三十八条中 (特別区を含み、 を除く。 「市町村」とあるのは 市町村長を経由し」とあるのは 法 一項の指定都市 地方自治法 「児童福祉施設」 これを一に切り上げる。 とあるのは の数を三十で除して得た数 「費用」と、) 」 と、 (昭和二十二年法律第六十七 (以 下 法 同項第三号の規定による 「当該指定都市以外の市 児童虐待の防止等に関 とあるのは ۲ 同法第五十六条の八 「法第十一 「指定都市」という (以 下 「都道府県の)」とあるの 「にかかわら 条第 「児童福 (その数に 「児童相! 一 項 第 区 祉

あるのは「当該指定都市以外の市町村」とする。
。)」と、児童虐待の防止等に関する法律第十三条の二中「市町村」と福祉施設」とあるのは「児童福祉施設(都道府県が設置するものを除くとあるのは「にかかわらず」と、児童福祉法施行令第三十八条中「児童と、同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、市町村長を経由し」

(障害者の自立支援に関する事務)

8

略

町

対」とする。

第百七十四条の三十二 (略)

2 (略)

3

るための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自のは「自立支援給付(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付に関して」とある第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

8 (略)

〈障害者の自立支援に関する事務

2 (略)

第百七十四条の三十二

(略)

るための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係る自のは「自立支援給付(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す支援するための法律第十一条第一項中「自立支援給付に関して」とある第一項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に

ない。 長は、 三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第三項中 道府県知事」とあるのは れを」 の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」と、 までに、 あったとき、 法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出 は 0) の市長は、 を含む。 るときは、 自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、 立支援医療費の支給に限る。 定都市若しくは中核市の長」とあるのは とに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、 条中 同意を得なければならない」と、 厚生労働省令で定めるところにより、 同法第三十八条第一 同条第二項中 とあるの 項 この場合において、 当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るものであ 「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、 (同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。 その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければなら 中 同法第五十一 当該指定をしようとするときは、 あらかじめ、 又は同 は 「行う」とあるのは 乛 「ものから」と、 法 自立支援給付対象サービス等」とあるのは 項 と 条の三第一 都道府県知事の同意を得なければならない」 「関係指定都市の市長」 (同法第四十一条第四項において準用する場合 当該」 以下この条において同じ。 「を廃止し、 とあるのは 一項及び第五十一条の四第五項中 「又は同法」とあるのは 「行う。 同法第四十一条の二第五項中 その廃止又は休止の日の 「都道府県知事」と、 この場合において、 又は休止しようとするときは あらかじめ、 「について同法第百十五 _ 논 同法第五十一条の)に関して」と 同法第三十六条 「指定都市若し 指定都市の市 都道府県知事 「について同 同法第五十) 中 指定都市 「関係都 t 当該 月 指 لح 前 条 $\bar{\mathcal{O}}$

れを」 ない。 は 長は、 第一 立支援医療費の支給に限る。 四項並びに第五十一条の三十二第三項中 あるのは 定都市の長」とあるのは の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の」 までに、 あったとき、 法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の の同意を得なければならない」と、 の市長は、 を含む。) るときは、 とに行う」とあるのは「ごとに行う。この場合において、 自立支援給付に係る自立支援給付対象サービス等」と、 条中 厚生労働省令で定めるところにより、 同法第三十八条第一 同条第二項中 とあるのは 項 この場合において、 と 当該指定が次項に規定する特定障害福祉サービスに係るもの 「旨を」とあるのは「旨を都道府県知事に届け出るとともに、 その旨を当該指定を行った都道府県知事に届け出なければ (同法第四十一条第四項において準用する場合を含む。 中 「関係指定都市の市長」 当該指定をしようとするときは、 あらかじめ、 同法第五十一 又は同法」 「行う」 乛 「ものから」と、 自立支援給付対象サービス等」とあるのは とあるのは 項 と、 条の三第一 都道府県知事の同意を得なければならない」 「都道府県知事」と、 (同法第四十一条第四項において準用する場合 当該」 以下この条において同じ。 「を廃止し、 と、 とあるのは 「又は同法」とあるの 「行う。 一項及び第五十一条の四第五項中 同法第四十一条の二第五 同法第五十一条の三第三項及び その廃止又は休止の日の この場合において、 「指定都市の長」とあるの 又は休止しようとするときは あらかじめ、 「について同法第百十 「関係都道府県知 ٤, は 同法第三十六条 に関して」 指定都市 都道府県 「につい 項中 同法第五) 中 指定 事」 届 t なら て同 当 は 月 知 都 で 0) 五. 出 ط لح \mathcal{O} 市

項及び第四項中 支援医療費等」 費等の」とあるのは 0) 八条第五項 負担医療機関」 行う基準該当事業所若しくは基準該当施設 医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を 市 都道府県知事」と、 とあるのは 0) 項の権限を行うときは関係市町村長と、 知事」とあるのは 労働大臣」とあるのは くは中核市の長」 「公費負担 とあるのは (以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。 「並びに自立支援医療費、 長」 は 権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」とあるのは 項及び次条第五項」とあるのは 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長」とあるのは 同条第四項中 指定自立支援医療機関が第五十八条第五項 医療機関」 同法第七十三条第一項中 「又は都道府県知事」 (第七十条第二項において準用する場合を含む。 「及び自立支援医療費」 とあるのは という。)」 「及び都道府県」 とあるのは 「「関係指定都市の市長」と、 「自立支援医療費の」と、 「関係都道府県知事」とあるのは とあるのは 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長 「厚生労働大臣又は都道府県知事」と、 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費 「自立支援医療費」 とあるのは 「都道府県知事」 と、 とあるのは 「次条第五項」と、 「指定自立支援医療機関」 「指定自立支援医療機関、 と 同法第五十一条の三十三第五項 指定都市又は中核市の長が同項 「指定自立支援医療機関」 「公費負担医療機関が第五 (以下この条において「公費 と と 同条第三項及び第四 都道府県及び指定都市 ے کر 乛 同法第七十九条第二 同条第二項中 都道府県知事が 「関係指定都市 「自立支援医療 「関係都 と 「密接な」 療養介護 「以下こ とある 道府県 自 「又は 「厚生 頃中 と 单 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> + 前

村長と、 F, 及び第四項中 援医療費等」とあるのは 公費負担医療機関」 等の」とあるのは は 条第五項 とあるのは 以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。 並びに自立支援医療費、 担医療機関」という。)」とあるのは う基準該当事業所若しくは基準該当施設 療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行 長」と、 道府県知事」 十三第五項中 定都市の長」とあるのは 接な」とあるのは 都 は 働大臣又は都道府県知事」と、 都道府県知事」 市 「次条第五項」 「指定自立支援医療機関が第五十八条第五項」と、 同法第八十条第一 0 市長」と、 同法第七十三条第一項中 指定都市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知 (第七十条第二 「及び自立支援医療費」と、 と 乛 「及び都道府県」 と と、 都道府県知事又は指定都市の長」 「自立支援医療費の」と、 「密接な」と、 「関係都道府県知事」とあるのは 同条第二項中 とあるのは 項中 都道府県知事が前項の権限を行うときは関 |項において準用する場合を含む。 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費 「又は都道府県知事」と、 「自立支援医療費」と、 「関係都道府県知事」とあるのは 「障害福祉サービス事業」 とあるのは 「以下この項及び次条第五項」 「指定自立支援医療機関」 同条第四項中 「指定自立支援医療機関、 「厚生労働大臣」とあるのは 「指定自立支援医療機関」 「公費負担医療機関が第五十八 (以下この条において 同条第三項及び第四 都道府県及び指定都 同法第七十九条第二項 とあるの 同法第五十 都道府県 とあるの 「関係指定都市 「自立支援医療費)」とあ 知事 療養介 は とあ は 関 「公費負 条の三 事と密 「厚生労 自 又は 文は 項 係 係 「障害 立支 中 護 る る 0 市 指 市 定

のは 項中 は 0) に支援するための法律施行令第四十三条の七第一項中 援施設」 も都道府県を除く。 あるのは を除く。)」と、 第八十一条第一項中 設置するものを除く。 害福祉サー と は 次項において同じ。 と 市 「福祉ホームの設置者」とあるのは 「指定都市以外の市町村」 指定都市以外の市町村」と、 同法第八十条第一 町 村長 とあるのは 「移動支援事業を行う者 福祉ホー ビス事業 (指定都市の市長を除く。 同法第八十二条第一項中 _ ム」とあるのは 「設置者」とあるのは 「障害者支援施設 (都道府県が行うものを除く。 ر ا ا 次項において同じ。)」と、 と、 項中 同法第八十三条第三項中 「障害福祉サービス事業」とあるのは 障害者の日常生活及び社会生活を総合的 と (都道府県を除く。 同法第八十四条第一項中「障害者支 同条第二項中 「福祉ホーム (都道府県が設置するものを除く)」と読み替えるものとする 「福祉ホームの設置者 「設置者 「移動支援事業を行う者」 (いずれも都道府県が 「市町村長」とあるの 次項において同じ。 同条第三項及び同法 (いずれも都道府県) 」 と、 「市町村」とある 「市町村」 同条第二 (いずれ とある 障 لح

(児童福祉に関する事務

4

略

第百七十四条の四十九の二 略

> るのは 除く。 は 支援するための法律施行令第四十三条の七第 次項において同じ。 施設」とあるのは「障害者支援施設 は 都道府県を除く。 中 八十一条第一項中 置するものを除く。 福祉サー 市 と、 「指定都市以外の市町村」と、 「福祉ホームの設置者」とあるのは 「指定都市以外の市町村」 町村長) と、 「移動支援事業を行う者 「福祉ホーム」とあるのは (指定都市の市長を除く。 同法第八十二条第一項中) と、 「設置者」とあるのは (都道府県が行うものを除く。) と、 次項において同じ。)」と、 同法第八十三条第三項中 と 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に (都道府県を除く。)」と、 同条第二項中 同法第八十四条第 「福祉ホーム (都道府県が設置するものを除く。)」と読み替えるものとする。 「福祉ホームの設置者 「移動支援事業を行う者」 「設置者 一項中 「市町村長」とあるの (いずれも都道府県が設 同条第三項及び同 次項において同じ。 (いずれも都道府県 「市町村」とあるの 「市町村」とある 項中 「障害者支援 同条第二項 (いずれ とあ 法第

ビス事業

4 (略)

(児童福祉に関する事務)

第百七十四条の四十九の二 とする。 都道府県が処理することとされている事務 福祉に関する事務は、 規定により、 この場合においては、 同項の中核市 児童福祉法及び児童福祉法施行令の規定により、 地方自治法第二百五十二条の二十二第 (以 下 次項並びに第三項において準用する第百 「中核市」という。 (次に掲げる事務を除く。 が処理する児童 一項

(略

掲げる事務に係る規定を除く。)は、中核市に関する規定として中核市 の定めがあるものを除き、 七十四条の二十六第三項、 同法及び同令中都道府県に関する規定(次に 第四項、 第五項前段及び第六項において特別

児童福祉法第六条の四第一号及び第二号の規定による研修に関する

に適用があるものとする。

事務

一 児童福祉法第六条の四第三号の規定による里親の認定に関する事務

児童福祉法第十一条の規定による市町村相互間の連絡調整等に関す

る事務

三

兀 児童福祉法第十二条第一項及び第三項の規定による児童相談所の設

五. 置等に関する事務 児童福祉法第十三条第一項の規定による児童福祉司の設置に関する

事務

七 六 二第二項から第七項まで、第十項及び第十一項の規定による指定児童 福祉司養成施設等の指定等に関する事務 児童福祉法第十三条第三項第一号並びに児童福祉法施行令第三条の 児童福祉法第十八条の六第一号及び第十八条の七第一

成施設の指定等に関する事務 福祉法施行令第五条第二項から第七項までの規定による指定保育士養 項並びに児童

九 八 務 児童福祉法第十八条の八第三項の規定による保育士試験委員の設置 児童福祉法第十八条の八第二項の規定による保育士試験に関する事

に関する事務

十三~十七 (略) る都道府県知事による連絡調整又は援助に関する事務 対する必要な援助及び同法第二十一条の五の二十一第一項の規定によ

十 二

児童福祉法第二十一条の五の十の規定による協力その他市町村に <u>+</u> 事務 する事務 法施行令第十六条から第二十条までの規定による保育士の登録等に関 項において準用する場合を含む。)及び第十八条の十三から第十八条 十三条まで及び第十五条の規定による指定試験機関の指定等に関する の十七まで並びに児童福祉法施行令第七条、 児童福祉法第十八条の十八から第十八条の二十まで及び児童福祉 第九条、 第十一条から第

+

児童福祉法第十八条の九、第十八条の十

(同法第十八条の十一第二

に関する事務 - 一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等十一条の五の三第一項に規定する指定障害児通所支援事業者の指定等十二 児童福祉法第二章第二節第一款及び第二款の規定による同法第二

十条第六号の三に規定する障害児入所給付費等の支給等に関する事務中四 児童福祉法第二章第四節(第三款を除く。)、第五十七条の二か体制の整備等に係る質問等に関する事務 (同法第二十四条の十九の二におった) ・ 児童福祉法第二章第二節第三款(同法第二十四条の十九の二におった)

第七項及び第九項並びに第三十三条の六の規定による措置等に関する十五 児童福祉法第二十七条から第三十一条まで、第三十三条第二項、

第四十七条第一項及び第二項の規定による縁組の承諾の許可に関する十六 児童福祉法第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項並びに

十九(略)
十九(略)
十九(略)
十九(略)

小規模住居型児童養育事業に係る同法第三十四条の五の規定による質援事業等(中核市が行うものに限る。)、児童自立生活援助事業又は二十 児童福祉法第三十四条の四の規定による届出並びに障害児通所支

問等及び同法第三十四条の六の規定による制限又は停止の命令に関す

二十一 中核市が行う一時預かり事業に係る児童福祉法第三十四条の十

四の規定による質問等に関する事務

る事務

の二の規定による質問等に関する事務二十二 中核市が行う病児保育事業に係る児童福祉法第三十四条の十八

二十三~二十六 (略)

に関する事務十七 児童福祉法第二章第七節の規定による被措置児童等虐待の防止等

一大八 児童福祉法第三十三条の十八の規定による同条第一項に規定する事務一大八 児童福祉法第三十三条の十八の規定による同条第一項に規定する事務

二十四第一項の規定による作成等に関する事務係る同法第三十三条の二十二、第三十三条の二十三及び第三十三条の「投び第十二項の規定による意見等並びに都道府県障害児福祉計画に土土、市町村障害児福祉計画に係る児童福祉法第三十三条の二十第十一

の規定による制限又は停止の命令に関する事務、同法第三十四条の五の規定による質問等並びに同法第三十四条の六二十 児童福祉法第三十四条の三及び第三十四条の四の規定による届出

育事業に係る同法第三十四条の十八の二の規定による質問等に関する二十二 中核市が行う児童福祉法第六条の三第十三項に規定する病児保の事業に係る同法第三十四条の十四の規定による質問等に関する事務二十一 中核市が行う児童福祉法第六条の三第七項に規定する一時預か

事务

二十三 児童福祉法第三十四条の十九及び第三十四条の二十第二項の規

二十七 ち児童委員に要する費用及び同条第五号から第五号の三までの費用を 児童福祉法第五十条の規定による費用 (同条第二号の費用のう

除く。)の支弁に関する事務

二十八~三十七

(略)

二十四四 定による養育里親名簿及び養子縁組里親名簿の作成等に関する事務 助産施設、 母子生活支援施設及び保育所 (以下この条において

特定児童福祉施設」という。)以外の児童福祉施設に係る児童福祉

法第三十五条及び第五十八条第一項の規定による設置の認可等に関す

る事務

二 十 五 五条第一項の規定による条例の制定に関する事務 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第四十

二十六 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第四

六条及び児童福祉法施行令第三十八条の規定による報告の徴収等並び よる質問等及び同令第三十八条の規定による検査に関する事務 に中核市が設置する特定児童福祉施設に係る同法第四十六条の規定に

二十七 を除く。)の支弁に関する事務 ち児童委員に要する費用並びに同条第五号から第五号の三までの費用 児童福祉法第五十条の規定による費用 (同条第二号の費用のう

二十八 用の負担に関する事務 児童福祉法第五十五条の規定による同法第五十一条第五号の費

二十九 六条の二及び第五十六条の三の規定による補助等に関する事務 特定児童福祉施設以外の児童福祉施設に係る児童福祉法第五

三十 町村整備計画の写しの受理に関する事務 児童福祉法第五十六条の四の二第四項の規定により送付された市

三十一 計画の提出の経由に関する事務 児童福祉法第五十六条の四の三第一項の規定による市町村整備

三十二 児童福祉法第五十六条の五の五第一 項に規定する審査請求に対

実施、 よう、 同法第 児慢性特定疾病医療費の支給」 十七条第 な対応」とあるのは「技術」と、 とあるのは 小児慢性特定疾病医療費の支給、 市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 7 一項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは 一条の五の十六第四項において準用する場合を含む。 「児童」と、 「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的 「第十一条第一項各号に掲げる業務の 同法第二十 障害児入所給付費の支給、 一条の五の十五第 中 第二 児童 項 小

する裁決に関する事務

三十三 児童福祉法第五十六条の七第三項の規定による支援に関する事

務

三十四 までの規定による指定事務受託法人の指定等に関する事務 祉法施行令第四十四条の八及び第四十四条の十から第四十四条の十三 児童福祉法第五十七条の三の四第一 項及び第四項並びに児童福

三十五 第九項から第十二項まで、 条の規定による質問等に関する事務 項に規定する業務を目的とするものを除く。)に係る同法第五十九 児童福祉法第五十九条第一項に規定する施設 第三十六条、第三十八条及び第三十九条第 (同法第六条の三

三十六 児童福祉法第五十九条の四第三項の規定による勧告等に関する

事務

三十七

児童福祉法施行令第三十六条の規定による児童自立支援施

設置に関する事務

2

前項の場合においては、

うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行われる

児童福祉法第三条の三第二項中「市町村の行

2 実施、 府県」とあるのは よう、 児慢性特定疾病医療費の支給」と、 十七条第一項第三号の規定による委託又は入所の措置」とあるのは な対応」とあるのは「技術」と、 うこの法律に基づく児童の福祉に関する業務が適正かつ円滑に行わ とあるのは 前項の場合においては、 小児慢性特定疾病医療費の支給、 市町村に対する必要な助言及び適切な援助を行うとともに、 「児童」と、 乛 都道府県及び中核市」と、 児童福祉法第三条の三第二項中 「技術並びに各市町村の区域を超えた広域的 「第十一条第一項各号に掲げる業務の 同法第三十四条の十八中「及び都道 障害児入所給付費の支給、 同法第三十五条第三項 市町 村の 児童 れる 行

設

四項中 ときは、 長は、 障害児入所施設」 障害児通所支援事業者」 児通所支援事業者又は指定障害児入所施設の設置者」 障害児相談支援事業者」 談支援事業者並びに指定障害児入所施設等の設置者」とあるのは 関係中核 都道府県知事」とあるのは 指定都市若しくは中核市の長」 業の廃止若しくは休止の」 該」とあるのは 同法第二十 ごとに行う」とあるのは 行つた都道府県知事に届け出なけ ろにより、 定による事業の廃止若しくは休止の届出があつたとき、 「を廃止し 同法第二十一条の五の二十八第五項中 とあるの とあるのは 「又は同法」 当該指定が次項に規定する特定障害児通所支援に係るものである 市の市 指定都市若しくは中核市の長」 あらかじめ その廃止又は休止の日の一月前までに、 は 一条の五の十七第五項中 又は休止しようとするときは、 「都道府県知事」と、 「又は指定障害児相談支援」 長 「について同法第百十五条の十五第1 とあるのは とあるのは کے 都道府県知事の同意を得なければならない」 と 同法第三十三条の十八 「ごとに行う。 Ł, 「関係中核市の市長」と 「について同法第七十八条の五第二項の規 「当該指定障害児通所支援事業者」 「当該指定障害児通所支援事業者又は指定 とあるのは 同法第二十一条の五の二十七第二項中 指定障害児相談支援又は指定入所支援 ればならない。 「ものは」とあるのは 「関係都道府県知事」とあるのは この場合において とあるのは 「指定都市若しくは中核市の長 بح 「都道府県知事」 厚生労働省令で定めるとこ 第 同条第六項 この場合におい 一項中 その旨を当該指定を 二項の規定による事 とあるのは 「都道府県知事」 同条第三項 又は同法」 「指定障害児相 单 もの 中核市 بح 指定障害 及び第 から」 ح 「指定 「指定 関係 と と、 の市 同 لح 当

援」と、 第一 所と、 除く。 うち都道府県が設置するものを除く。 母子生活支援施設及び保育所 童福祉施設の設置者、 都道府県が設置するものを除く。 指定障害児相談支援又は指定入所支援」とあるのは 置者」とあるのは 事業者及び指定障害児相談支援事業者並びに指定障害児入所施設等 及び保育所」 第十二項中 は休止しようとするときは、 所である場合には三月前)」とあるのは とあるのは 中 とあるのは 中 「市町村子ども・子育て支援事業計画」と、 「助産施設又は母子生活支援施設を」と、 とあるのは 条第二項第一号」と、 市 「児童福祉 項」と、 町村」 の設置者、 同条第八項中「第六十二条第二項第 同法第四十五条第一項から第三項までの規定中 「中核市以外の市町村」 「児童福祉施設」とあるのは 「助産施設、 とあるのは と 施設」とあるのは 「助産施設、 「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」 同法第三十三条の十八第 「指定障害児相談支援事業者」と 助産施設、 児童福祉施設の長及び」とあるの 母子生活支援施設及び保育所. 「第六十二条第一項」とあるのは 「中核市以外の市町村」と、 母子生活支援施設及び保育所 その廃止又は休止の日の三月 (これらのうち都道府県が設置するもの 母子生活支援施設及び保育所 「助産施設、)」と、同法第四十六条第一項中 と の長並びに」 「までに、 「児童福祉施設を」とあるの 「助産施設、 一項中 同条第十一項中 母子生活支援施設及び 一号」とあるのは (当該児童福祉 「指定障害児通所支援 保育所を廃止し、 「指定障害児相 と 母子生活支援施設 「児童福祉 「指定通所支援、 と は (これらのうち 「児童福祉 前 同条第三項 「第六十一条 「助産施 とあるの 同条第四 施設が保育 市町 (これら 「第六十 施 施設 談支 の設 保育 設 同 設 児 及 又

置者 設 するものを除く。 助産施設 四十五条第 は、 支援施設を」と、 0 支援事業計画」 るのは 母子生活支援施設及び保育所」 住居型児童養育事業を行う者」とあるのは あり 児童自立 るのは 子ども・子育て支援事業支援計画」 第六十二条第二項第一 道府県及び中核市」と、 」とあるのは 「中核市以外の市町村」 「第六十二条第 市町村」と、 とあるのは その廃止又は休止の日の三月前」 と 児童福祉施設の長及び」とあるのは 及び同法第 助 生 多産施設、 同法第三十四条の十八中 活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者」 都道府県及び中核市」と、 母子生活支援施設及び保育所 一項から と、 項」 「助産施設、 「までに、 「児童福祉施設を」とあるのは 「(当該児童福祉施設が保育所である場合には三月前 三十四条の 母子生活支援施設及び保育所」 第三項までの規定中 同条第十一項中 と とあるのは 号」とあるのは「第六十一条第二項第一 と 同法第三十五条第三項中 同法第四十六条第一項中 保育所を廃止し、 母子生活支援施設及び保育所」 六中 「児童福祉施設」とあるのは と、 「第六十一条第一項」 とあるのは 同条第四項中 「及び都道府県」とあるのは 「市町村」とあるのは と 同法第三十四条の五第 児童自立生活援助事業又は小規模 (これらのうち都道府県が設置 「児童福祉施設」 同条第十二項中 「を行う者 助 又は休止しようとするとき 産施設、 「市町村子ども・子育て 「助産施設又は母子生活 ر کر 「市町村」とあるの 「児童福祉施設」 「児童福祉施設 (都道府県を除く と 同条第八項中 母子生活支援施 とあるの 「児童福祉施 「中核市以外 「助産施設、 と 一項中 号」と、 都道府県 同法第 とあ 0 は は 都 لح

法第三十四条の三第一

一項から第四項までの規定中

「及び都道府県」

とあ

ず、 条第一 る 設及び保育所 第三十八条中 四十四条まで 又は保育所」 及び母子生活支援施設」と、 活支援施設」 援施設」と、 二号中 童福祉施設」とあるの いて同じ。 産施設及び母子生活支援施設」と、 六条の二第一項各号列記以外の部分中 活支援施設に係るものを除く。 法第五十一条第三号中 及び保育所 び第四項中 「助産施設、 第三十八条又は第三十九条第一項」と、 市町村長を経由し」とあるのは 項中 「その児童福祉施設」とあるのは) について」とあるのは (これらのうち都道府県が設置するものを除く。 「児童福祉施設」とあるのは 「児童福祉施設」とあるのは と と 母子生活支援施設若しくは保育所」 (これらのうち都道府県が設置するものを除く。) 」とす 「児童福祉施設」とあるのは (第三十九条の二を除く。 「同種の児童福祉施設」とあるのは 同法第五十九条第一項中 同条第二項中 は 費用 「助産施設及び母子生活支援施設」 同法第五十六条の八第三項中 (都道府県の設置する助産施設又は)」とあるのは 「児童福祉施設」 「にかかわらず」と、 「について」と、 「(保育所を除く。 「児童福祉施設」)」とあるのは 「その助産施設及び母子生 「助産施設、 「助産施設、 「若しくは第三十六条から第 「助産施設、 「児童福祉施設」 「費用」 と とあるの 「助産施設及び母子 児童福 同項第一号中 母子生活支援施 母子生活支援 母子生活支援施 以下この条に とあるの 同法第五 は 「にか と "祉法施! とあるの 同法第五 第三十六条 助 母子 か 産 は 同 活支 行令 施設 十八 わ 施 項 「助 同 生

三号中 者、 これらのうち都道府県が設置するものを除く。)」とする。 児童福祉施設」とあるのは 子生活支援施設若しくは保育所」と、 は第三十九条第一項」と、 童福祉施設」とあるのは 経由し」とあるのは 援施設」と、 同 童福祉施設」とあるのは あるのは 生活支援施設」と、 各号列記以外の部分中「児童福祉施設」とあるのは るものを除く。 れらのうち都道府県が設置するものを除く。)」と、 童福祉施設」とあるのは 設置するものを除く。)の長並びに」と、 設及び保育所 第三十九条の二を除く。)」とあるのは ついて」とあるのは「について」と、 同法第五十九条第一項中 同条第二項中 .種の児童福祉施設」とあるのは 助産施設、 費用 「助産施設及び母子生活支援施設」と、 同法第五十六条の八第三項中「にかかわらず、 (これらのうち都道府県が設置するものを除く。 (都道府県の設置する助産施設又は母子生活支援施設に係)」とあるのは 母子生活支援施設及び保育所(これらのうち都道府 「児童福祉施設」とあるのは 「にかかわらず」と、同法第五十八条第一項中 「(保育所を除く。以下この条において同じ。 「その助産施設及び母子生活支援施設」と、 「助産施設、 「助産施設、 「児童福祉施設」とあるのは 「若しくは第三十六条から第四十四条まで 「助産施設、 「費用」と、 「助産施設及び母子生活支援施設」 児童福祉法施行令第三十八条中 同項第一号中 母子生活支援施設及び保育所 母子生活支援施設又は保育所」 母子生活支援施設及び保育所 「、第三十六条、 同条第三項及び第四項中 同法第五十六条の二第 「助産施設及び母子生活支 同項第二号中「その児 「児童福祉施設」 「助産施設及び母子 同法第五十一条第 「助産施設、 第三十八条又 市町村長 0) 温が 設置 一項 児児 $\widehat{\mathcal{L}}$ 児 に لح 母

3

) (略

(介護保険に関する事務

第百七十四条の四十九の十一の二(略)

2 (略

3

るのは のは 生労働省令で定める基準に従って、 この項において同じ。 とあるのは 指定について、 に所在する事業所が行うものに限る。 所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス 図る見地から」 業計画」 と 中 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、 合において、 (訪問介護、 とあるのは 第 「第百十八条第二項第一号」とあるのは 「第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を 項の場合においては、 都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは 「当該中核市」と、 乛 当該都道府県知事は、 通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。 同条第九項中 「ごとに行う。 と、 当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サービ 厚生労働省令で定めるところにより、 同条第十項中 につき第一項の申請があった場合において、 「必要な協議を求めることができる。 「第六項又は第一 この場合において、 介護保険法第七十条第一項中 「都道府県知事に対し、 第四十一条第一項本文の指定をしな その求めに応じなければならない」)に係る第四十一条第一項本文の 「第百十七条第二項第一号」 項の意見を勘案し」とある 中核市の市長は、 同条第四項及び第五項 (当該市町村の区域 「市町村介護保険事 当該市町村」 あらかじめ、 訪問介護、 「ごとに行う この場 当該 以下 とあ 厚 ス 通

3 (略)

(介護保険に関する事

第百七十四条の四十九の十一の二(略)

2 (略)

3

るのは のは ۲, 生労働省令で定める基準に従って、 この項において同じ。 とあるのは 合において、 指定について、 に所在する事業所が行うものに限る。) に係る第四十一条第一項本文の 所介護その他の厚生労働省令で定める居宅サービス 図る見地から」と、 業計画」と、 中 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 指定が特定施設入居者生活介護に係るものであるときは、 (訪問介護、 とあるのは 第一項の場合においては、 「第百十八条第二項第一号」とあるのは 「第百十七条第一項に規定する市町村介護保険事業計画との 「都道府県介護保険事業支援計画」 「当該中核市」と、 乛 当該都道府県知事は、 同条第九項中 通所介護その他の厚生労働省令で定めるものに限る。 「ごとに行う。 厚生労働省令で定めるところにより、 当該中核市の区域に所在する事業所が行う居宅サー 同条第十項中 につき第一項の申請があった場合におい 「必要な協議を求めることができる。 「第六項又は第一 この場合において、 介護保険法第七十条第一項中 「都道府県知事に対し、 第四十一条第一 その求めに応じなければならない」 とあるのは 「第百十七条第二項第一号」 項の意見を勘案し」とある 中核市の市長は、 同条第四項及び第五 項本文の指定をしな (当該市町村の 「市町村介護保 当該市町 あらかじ 訪問介護、 「ごとに行う 村 この場 調整、 とあ 当該 以下 区域 険 ピ 厚 通

るのは るのは 日の 百七条第 は 十七条第二項第一 ない」と、 ようとするときは、 出るとともに、これを」と、 合支援法第四十六条第二 ばならない。 するときは において同じ。 の規定により協議を行うものとされたものに限る。 条件を付することができる」と、 応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認める いこととし、 から」と、 ったとき、 「事項を」とあるの 条の五 同法第九十三条中 「市町村介護保険事業計画」 月前までに、 「ならない。 同法第七十八条の二の二第五項中 事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、 0) 項中 同条第五項中「第百十八条第二項第一号」とあるのは 又は障害者総合支援法」と、 「又は障害者総合支援法」とあるのは 一十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出が 又は同項本文の指定を行うに当たって、 この場合において、当該」とあるのは 厚生労働省令で定めるところにより、)」とあるのは 「ならない」とあるのは 号 あらかじめ、 この場合において、 その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なけれ は 「事項を」とあるのは と、 「事項を都道府県知事に届け出るとともに、 |項の規定による事業の||廃止若しくは休止の| 「都道府県介護保険事業支援計画」とあるの 同法第九十四条第一項中「ならない」とあ と 「居宅サービス」と、 都道府県知事の同意を得なければなら 同項第一号中 同法第百四条の二中 中核市の市長は、 「ならない。 「を廃止し、 「ものは」とあるのは 「事項を都道府県知事に届 「居宅サービス 「について同法第二十 以下この号及び次項 その廃止又は休止 「について障害者総 この場合において 又は休止しようと 同法第七十八条中 定期巡回 「事項を」とあ 当該許可 (この項 同法第 随 「第百 t これ をし 時 لح あ け 対

ない ない。 신 項に規定する指定障害福祉サー ス事業者」という。 は」とあるのは け出るとともに、これを」 の届出があったときは」とあるのは たものとみなす。 いて、 当該届出があったときは、 を当該指定を行った中核市の市長に届け出なければならないものとし、 で定めるところにより、その廃止又は休止の日の 十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき又は ービス事業者」という。) において同じ。 の規定により協議を行うものとされたものに限る。 条件を付することができる」と、 応型訪問介護看護等の事業の適正な運営を確保するために必要と認 いこととし、 いて行うものに限る。 一第五項中 とあるの 同法第七十八条中「事項を」とあるのは ものとし 第七十五条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出があ この場合において、 は ーから」 又は同項本文の指定を行うに当たって、)」とあるのは 「を廃止し、 当該届出があったときは もの 共生型居宅サービス事業者から」 とあるのは は (以下この項において を廃止し」とあるのは と、 と 当該届出があったときは」 当該指定に係る指定居宅サービスの事業に はと、 又は休止しようとするときは、 同法第七十八条の二の二 ビスの事業 「又は障害者総合支援法第二十九条第一 「居宅サービス」 同項第一号中 (以下この項において 「又は休止の届出があったときも」 「について同法第二十一条の 当該指定に係る指定地域 (当該指定に係る事業所にお 「事項を都道府県知事に 「共生型地域密着型サー 「居宅サービス 「を廃止し」 と 一月前までに、 کے 以下この号及び とあるのは 定期巡回 同法第七十二条の 第五 「若しく 「共生型居宅サ 厚生労働 と 項中 (この<u></u> その旨 Ŧi. は 随 ŧ 密着 休止 省令 *の*)次項 8 時

ない。 きは、 第 介護予防支援事業者」とあるのは 居宅介護支援事業者、 法第百十五条の三十五第五項中 法第四十六条第一 月前までに、 5 同 事業計画との調整を図る見地から」 見を勘案し」とあるのは 出るとともに、 法第百十四条の七中「事項を」とあるのは 介護保険事業支援計画」とあるのは 府県知事の同意を得なければならない」と、 第百十五条の三十三第1 Ŧī. の 二 とあるのは 法第百十五条の十二の二第五項中 とあるのは 中核市の 一項第 又は障害者総合支援法」と、 「又は障害者総合支援法」 この場合において、 |十第四項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出があったと 厚生労働省令で定めるところにより、 同条第三項中「指定に」とあるのは 一号 市長は、 その旨を当該指定を行った市町村長に届け出なければなら 「事項を都道府県知事に届け出るとともに、 とあるのは 「指定又は許可を」 これを」 一項の規定による事業の廃止若しくは休止の」 当該許可をしようとするときは、 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定 二項中 Ł, 「第百十七条第一項に規定する市町村介護保険 当該」とあるのは「について障害者総合支援 「第百十七条第二項第一号」と、 同法第百十五条の二第六項中 「指定を」とあるのは とあるのは 「指定地域密着型サービス事業者、 と 「介護サービス事業者」と、 「を廃止し、 と 「ものは」とあるのは 「市町村介護保険事業計画」 同条第七項中 同法第百十五条の十中「事項を 「事項を都道府県知事に届 同条第五項中「第百十八条 「について同法第一 その廃止又は休止 「指定又は許可に」と、 又は休止しようとすると 「指定若しくは許可 「指定地域密着型サ あらかじめ、 これを」と、 「ものから 第一 「都道府県 と の日 |十一条の 「指定を 項の意 と 指定 同法 都道 0 同 同 け

県知事の同意を得なければならない」と、 中核市の市長は、 同法第百十五条の 五条の二第六項中 は 町村介護保険事業計画」と、 第二項第一号」と、 5 するときは、 とともに、これを」と、 第百四条の二中 護保険事業支援計画」 二項第一号」とあるのは「第百十七条第二項第 四条第一項中 は 休止の届出があったときも」 ついて障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の サービスの事業 事業者から 廃止又は休止の届出があったものとみなす。 型サービスの事業について、 「ならない。この場合において、 項に規定する市町村介護保険事業計画との調整を図る見地から」 「事項を都道府県知事に届け出るとともに、 「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、 同条第五項中 障害者総合支援法第二十九条第 あらかじめ、 「ならない」とあるのは「ならない。この場合におい 「事項を」とあるのは (当該指定に係る事業所において行うものに限る。 当該許可をしようとするときは、 「第一項の意見を勘案し」とあるのは 「第百十八条第二項第一 「都道府県介護保険事業支援計画」とあるのは とあるのは 一第五項中 同法第百七条第一 都道府県知事の同意を得なければならない」 と 同法第百十四条の七中「事項を」とあ 第七十八条の五第二項の規定による事 中核市の市長は、 同法第九十三条中 「市町村介護保険事業計 「から」とあるのは 「事項を都道府県知事に届け 同条第五項中「第百十八 項中 号」とあるの 共生型地域密着型サー 項に規定する指定障害福 これを」 号 「ならない」とあるの 当該許可をしようと あらかじめ、 「事項を」 と と は 「第百十七条第 (以下この 画 「都道府 「第百十七 同法第九 同法第百 とあ 廃 都道 止 頃に 条第 又は る 出 同 県 る ピ

た」とあるのは「指定又は許可をした」と読み替えるものとする。
、「指定の」とあるのは「指定若しくは許可の」と、「指定をしじ」と、「指定を取り消し」とあるのは「指定若しくは許可を取り消ビス事業者又は指定介護予防支援事業者」とあるのは「介護サービス事ービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型介護予防サー

のは)について障害者総合支援法第四十六条第二項の規定による事業の廃止 福祉サービスの事業 ビス事業者から障害者総合支援法第二十九条第 又は休止 ビスの事業について、 当該届出があったときは、 において、 限る。)を廃止し」とあるのは 以下この項において「共生型地域密着型介護予防サービス事業者」とい 項を」とあるのは「事項を都道府県知事に届け出るとともに、これを」 る事業の廃止又は休止の届出があったものとみなす。 ければならないものとし、 日 するときは、 て同法第二十一条の五の二十第四項の規定による事業の廃止若しくは休 おいて 定障害福祉サービスの事業(当該指定に係る事業所において行うものに 定介護予防サービスの事業について、 ・ビス事業者から」 の一月前までに、 の届出があったとき又は」とあるのは「を廃止し、 同法第百十五条の十二の二第五項中「ものは」とあるのは 「又は休止の届出があったときも」と、同法第百十五条の十中「事 はと、 「共生型介護予防サービス事業者」という。 の届出があったものとみなす。 当該届出があっ 厚生労働省令で定めるところにより、 「又は障害者総合支援法第二十九条第一 と その旨を当該指定を行った中核市の市長に届け出な (当該指定に係る事業所において行うものに限る。 第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止 当該指定に係る指定地域密着型介護予防サー 「若しくは休止の届出があったときは」 たときは」 当該届出があったときは、 「を廃止し」と、 第百十五条の五第二 とあるのは 共生型地域密着型介護予防サー 一項に規定する指定障害 「ならない。この場合 その廃止又は休止 ならないものとし、 は 共生型介護予防サ 当該指定に係る指 又は休止しようと 項に規定する指 一項の規定によ ٢ 「もの(とある 「につい (障害者の自立支援に関する事務)

第百七十四条の四十九の十二(略)

2

の場合において、 四項において準用する場合を含む。 を得なければならない」と、 祉サービスに係るものであるときは、 場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福 用する場合を含む。)中「ごとに行う」とあるのは 援するための法律第三十六条第一項 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 中核市の市長は、 同法第三十八条第一項 当該指定をしようとするときは、 中 (同法第四十一条第四項において準 あらかじめ、 「行う」とあるのは「行う。 都道府県知事の同意 「ごとに行う。 (同法第四十一条第 この あ

> のは 可をした」と読み替えるものとする。 は 」とあるのは 支援事業者」とあるのは 支援事業者、 域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防支援事業者」とある に」とあるのは 又は休止の届出があったときも」と、同法第百十五条の三十三第二項中 「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と、 「指定若しくは許可の」と、 「指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、 「介護サービス事業者」と、 同条第七項中 指定地域密着型介護予防サービス事業者又は指定介護予防 「指定若しくは許可を取り消し」と、 「指定又は許可に」と、 「指定地域密着型サービス事業者、 「介護サービス事業者」と、 「指定をした」とあるのは 「指定を」とあるのは 同法第百十五条の三十五第五項 「指定の」とあるの 同条第三項中 「指定を取り消し 「指定又は許可 指定居宅介護 「指定又は許 指定地 「指定

(障害者の自立支援に関する事務)

第百七十四条の四十九の十二 (略)

2 四項において準用する場合を含む。 の場合において、 を得なければならない」と、同法第三十八条第一項 祉サービスに係るものであるときは、 場合において、中核市の市長は、当該指定が次項に規定する特定障害福 用する場合を含む。)中「ごとに行う」とあるのは「ごとに行う。 援するための法律第三十六条第一項 前項の場合においては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支 中核市の市長は、) 中 当該指定をしようとするときは、 (同法第四十一条第四項において準 あらかじめ、 「行う」とあるのは 都道府県知事の (同法第四十一条第 「行う。 同意 あ

三項中 + 条の三十三第五項中 県知事」と、 府県知事」と に届け出るとともに、 休止の」と、 について同法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは 事に届け出なければならない。この場合において、 休止しようとするときは、 止若しくは休止 らかじめ、 しくは中核市 あるのは は中核市の長が同項の権限を行うときは関係都道府県知事と密接な」 止又は休止 とあるの 条の二第五項中 とあるの 都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と、 同条第二項中 条の 同法第五十 関係都道府県知事」とあるのは 指定都市若しくは中核市の長」 四第五項中 は は 密接な」 の 日 の 都道府県知事の同意を得なければならない」と、 「について同法第七十八条の五第二項の規定による事業の廃 同法第五十一条中 の長」 「又は都道府県知事」 「以下この項及び次条第五項」とあるのは「次条第五項」 の届出があったとき、 一条の三第三項及び第四項並びに第五十一条の三十二第 「厚生労働大臣」とあるのは 関係都道府県知事」とあるのは 「ものは」とあるのは とあるのは بح 月前までに、 「指定都市若しくは中核市の長」 これを」と、 都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長 同条第四項中 厚生労働省令で定めるところにより、 「又は都道府県知事」 「旨を」とあるのは その旨を当該指定を行った都道府県知 同法第五十一条の三第二 لح 又は同法」と、 とあるのは 「ものから」 「関係都道府県知事」とあるの 都道府県知事又は指定都市若 「関係中核市の市 「厚生労働大臣又は都道 「関係中核市の市 当該」とあるのは 「旨を都道府県知事 Ł と とあるのは 「都道府県知事」 「を廃止し 同法第五十一 「又は同法」 一項及び第五 指定都市又 同法第四十 長 その廃 と 「都道 長」 又は と لح 府 項中 らかじめ、

に限る。 活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精 支援医療を」とあるのは る精神通院医療を除く。) 会生活を総合的に支援するための法律施行令第 支援医療の実施」とあるのは 精神通院医療に係るものを除く。 生活を総合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する を都道府県知事に届け出るとともに、これを」と、 規定する指定通所支援」 護予防サービス」とあるのは 着型サービスの事業 同条第五項中 法第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止若しくは 当該指定に係るサービス事業所において行うものに限る。 十四条の による事業の廃止若しくは休止の届出があったとき、 において行うものに限る。 定する指定地域密着型サービスの事業 第三号の 条の二第四項中 「医療機関 届出があったとき、 二第 都道府県知事の同意を得なければならない」 又は同法第五十四 「介護保険法第四十二条の二第 項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事 (」とあるのは「医療機関 「次の各号のいずれか」とあるのは (当該指定に係るサービス事業所において行うも と、 「自立支援医療)について同法第七十八条の五第二 の実施」と、 同法第五十一条中 条の二第 又は介護保険法第四十二条の二 「自立支援医療 「児童福祉法第二十一条の五の三第一項に ر کر (当該指定に係るサービス事業所 同法第六十七条第一 同法第六十六条第一項中 項に規定する指定地域密着型介 (障害者の日常生活及び社会生 (障害者の日常生活及び社 一項に規定する指定地域密 (障害者の日常生活及び 一条の二第三 「旨を」とあるの 同法第五十四条第二 若しくは同 第 と 二号に規 項中 第一 一号若しくは につ 休止」 同法第四 項の 項に規 は ١ ر 法 自 自 定す . て同 第五 規定 +

三項中 るのは 含む。 医療機関が第五十八条第五項(第七十条第二項において準用する場合を 医療に係るものを除く。 とあるのは 以下この条及び第七十五条において「自立支援医療費等」という。 並びに自立支援医療費、 担医療機関」という。)」とあるのは「指定自立支援医療機関」 う基準該当事業所若しくは基準該当施設 療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は基準該当療養介護医療を行 ための法律施行令第一 は するため のを除く。 るための法律施行令第一 あるのは は 合的に支援するための法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院 「自立支援医療費等」とあるのは 「自立支援医療 「自立支援医療費等の」とあるのは 関係中核市)」とあるの 実施」と、 「自立支援医療 同法第七十三条第一項中 の法律施行令第一条の二第三号に規定する精神通院医療を除く 公費負担医療機関」 「医療機関 ے کر 「及び自立支援医療費 の市長」 同法第六十七条第一項中 同法第六十六条第一項中 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する は (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援す 条の二第三号に規定する精神通院医療を除く。 (障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援 「指定自立支援医療機関が第五十八条第五 と、 以下この条において同じ。)」と、 条の二第三号に規定する精神通院医療に係るも 療養介護医療費及び基準該当療養介護医療費 とあるのは 同法第五十四条第二項中 (障害者の日常生活及び社会生活を総 「指定自立支援医療機関、 「自立支援医療費」 「自立支援医療費の」と、 「指定自立支援医療機関」 (以下この条において 「公費負 「自立支援医療を」とあるの 「自立支援医療の実施」 と 「医療機関 同法第七十九 「公費負担 療養介護医 同条第 項」 と、 と とあ لح لح

設置者 除く。 を除く。 移動支援事業を行う者」とあるのは ビス事業」とあるのは は 費」と、 立支援医療機関」 医療費の」と、 第五十八条第五項」と、 おいて準用する場合を含む。 号に規定する精神通院医療に係るものを除く。 生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一 療費等」という。 該当療養介護医療費 支援医療機関」 の条において「公費負担医療機関」という。 該当療養介護医療を行う基準該当事業所若しくは基準該当施設 医療機関 神通院医療を除く。) _ と Ł ム (いずれも都道府県が設置するものを除く。 同条第三項及び同法第八十一条第一 次項において同じ。 都道府県及び中核市」と、 (いずれも都道府県を除く。 同法第七十九条第二項及び第四項中) 」 と、 療養介護医療を行う指定障害福祉サービス事業者等又は 「公費負担医療機関が第五十八条第五項 と、 同条第三項中「公費負担医療機関」とあるのは と、)」とあるのは「及び自立支援医療費 同条第二項中 「並びに自立支援医療費、 (以下この条及び第七十五条において を」と、 「障害福祉サービス事業 「自立支援医療費等」とあるのは 「自立支援医療費等の」とあるのは) 」 と、)」とあるのは 同法第七十三条第一項中 「福祉ホ 同法第八十条第一項中「障害福祉) | |と、 「移動支援事業を行う者 「福祉ホーム」とあるのは ームの設置者」 項中)」とあるのは 同法第八十二条第一項 「及び都道府県」 「指定自立支援医療機 療養介護医療費及び 以下この条におい (都道府県が 「設置者」 次項において同じ。 (第七十条第二項 とあるの 「指定自立支援 「自立支援 (障害者の とあるの 「自立支援医 条の二: 行う 「自立支援 (都道 「指定自 とある 指 (以下こ は 福 É て 府県 中 サー 第三 基準 は 0 医 定 関 同 日 基 祉 福

3 るのは は 的に支援するための法律施行令第四十三条の七第 支援施設」とあるのは あるのは ずれも都道府県を除く。 第二項中 」とあるのは 府県を除く。 同法第八十一条第一項中 県が設置するものを除く。 核市」と、 条第二項及び第四項中 「障害福祉サービス事業(都道府県が行うものを除く。) 」 と、 市町 次項において同じ。 略 「中核市以外の市町村」と、 村長 「福祉ホームの設置者」とあるのは 「中核市以外の市町村」 同法第八十条第一項中「障害福祉サービス事業」とあるのは) | |と、 「福祉ホーム」とあるのは「福祉ホーム 「移動支援事業を行う者(都道府県を除く。)」と、 (中核市の市長を除く。)」とする。 同法第八十二条第一項中 「及び都道府県」とあるのは 「障害者支援施設)」と、障害者の日常生活及び社会生活を総合) | |と、 「設置者」とあるのは 次項において同じ。)」と、 ۲, 同法第八十三条第三項中「市町村」と 同条第二項中 同法第八十四条第 (都道府県が設置するものを除 「福祉ホームの設置者 「移動支援事業を行う者 「設置者 「市町村長」とあるの 項中 乛 (いずれも都道府 同条第三項及び 次項において同 都道府県及び中 「市町村」 (いずれも都道 項中「 「障害者 同条 3

県が設置するものを除く。 活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の七 四条第一項中 第三項中 祉 「市町村長」とあるのは 項中 ホ ームの設置者 市 「市町村」とあるのは 町村」とあるのは 「障害者支援施設」とあるのは (いずれも都道府県を除く。 「市町村長 次項において同じ。 「中核市以外の市町村」 「中核市以外の市町村」 (中核市の市長を除く。 「障害者支援施設) 」 と、) 」 と、 Ł, と、 障害者の日常生 同法第八十三条 同条第二項)」とする 同法第八十 (都道府

略